

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
彦根市	鯨伏地区 (立石西触・立石南触・立石仲触・立石東触・百合畑触・布気触・上場触・湯本浦・本宮仲触・本宮西触・本宮東触・本宮南触)	R4.1.14	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	293.17 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	182.7 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	191.2 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	41.32 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	16.63 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	31.24 h a
(備考)	

## 2 対象地区の課題

鯨伏地区は、集落営農法人3法人（農事組合法人 本宮西・本宮仲・鯨伏前田）が活動している。認定農業者（個人）は肉用牛主体の経営体が多い。 今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、後継者が不在となり出し手となる農地が多くなる可能性が高く、新たな農地の受け手の確保が必要である。
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

立石西触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
立石南触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
立石仲触の農地利用は、集落営農法人の（農）鯨伏前田を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
立石東触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
百合畑触の農地利用は、中心経営体である認定農業者が中心的に担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

布気触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

上場触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

湯本浦の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

本宮仲触の農地利用は、集落営農法人の（農）本宮仲を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

本宮西触の農地利用は、集落営農法人の（農）本宮西を中心に認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

本宮東触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

本宮南触の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

##### 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、197筆 183,522㎡となっている。

##### 共同化に向けた取り組み

本宮西触・本宮仲触・立石仲触に集落営農法人が立ち上がり、共同作業や機械の共同利用が進んでいる。  
集落営農組織がない集落に関しては、今後設立に向けた協議を行っていく。

##### 農地中間管理機構の活用方針

本宮西地区・本宮仲地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

##### 後継者・新規参入者確保に向けた取組方針

農業従事者の減少を見据え、後継者の確保・育成を図り、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。

##### 基盤整備への取組方針

地区全体で、小規模な基盤整備は検討・推進する。

##### 新規・特産化作物の導入方針

集落営農法人を中心に米・飼料作物の土地利用型作物以外に大豆・大麦、一部高収益作物の生産を検討する。

##### 鳥獣被害防止対策の取組方針